○環境省告示第八十六号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号ロの規定に基づき、環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣　石原　宏高

環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示

環境大臣が定める熱分解の方法（平成十七年一月環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、次のとおりとする。 一　炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次に掲げる方法による。 イ～ニ　（略） 二　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十七条第三項に定める認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する施設の設備である場合にあっては、廃太陽電池に係る処分の基準等（令和七年十一月環境省告示第八十五号）第六条に規定する方法による。 三　前二号以外の場合にあっては、第一号イ及びロの規定の例による。	（新規） 一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。 イ～ニ　（略） （新規） 二　令第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、前号以外の場合にあっては、同号イ及びロの規定の例による。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。